

鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の子どもたちが伝統芸能の継承・保存活動（以下「継承活動等」という。）のため地域の伝統行事や祭り（以下「祭り等」という。）に参加する事業に支援を行い、子どもたちの地域への誇りと連帯感を深めるとともに、次代の鳥取市を発展させる主役となって活躍する人づくりを進めることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、継承活動等に必要な事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の、交付の対象となる者は、鳥取市子ども会連合会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

(1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をするこ

と。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

- (2) 実績報告書を提出するに当たって、本補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により本補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補 助 対 象 経 費	
次に掲げる経費とする。ただし食糧費、役員報酬及び接待費は除く。	
1	報償費 （講師・専門家等への謝礼等）
2	旅 費 （講師・専門家等の交通費、通行料金等）
3	需用費 （チラシ・ポスター等の印刷費・材料費、消耗品費等）
4	役務費 （通信運搬に係る経費、保険料等）
5	使用料及び賃借料 （会場使用料、車両・機械等の賃借料等）
6	負担金 （祭り等への参加費）

様式第1号(第7条、第9条関係)

鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業計画（報告）書

1	事業期間	開始	年	月	日
		終了	年	月	日

2 事業計画（実績）

3 参加人数

4 事業目的（事業効果）

様式第 2 号(第 7 条、第 9 条関係)

鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業収支予算（決算）書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け鳥取指令受 第 号により交付決定を受けた鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

1 住所

2 氏名

3 補助事業名

4 補助金確定額

円

5 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分		課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳						
	合 計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。